

（表）

（本人控）

整理番号 _____

下水道事業受益者負担金徴収猶予・再猶予申請書

年 月 日

武蔵村山市長 殿

〒

住所 _____

申請者 氏名 _____

電話 _____

下水道事業受益者負担金の徴収猶予・再猶予を受けたいので、武蔵村山市下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第12条第1項の規定により申請します。

土地の所在地番	地目	地積 (㎡)		負担金総額(円) A	既負担金 納入額 (円) B	徴収猶予対象 負担金額 (円) A - B	事由 コード	期 間		
								年	月	日から 日まで
武蔵村山市								年	月	日から 日まで
								年	月	日から 日まで
								年	月	日から 日まで

注 今まで徴収猶予を受けていた農地又は山林地を宅地等に変更する場合又は売買、相続等により受益者に異動がある場合は、この申請とは別にその旨を武蔵村山市都市整備部道路下水道課へ届け出てください。

（日本産業規格A列4番）

(裏)

徴収猶予基準と事由コード

事由コード	徴収猶予の対象	被害等の程度	徴収期間	摘要
201	受益者が所有し、又は地上権等を有する土地のうち、現に耕作の用に供している農地及び現に樹木等の生育に供されている山林地で徴収を猶予することが適当であると認められるとき。		(市街化区域) (1) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条の規定に基づき生産緑地地区として指定を受けているものは、当該指定期間とする。ただし、汚水（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第1号に規定する汚水をいう。以下同じ。）を排除する施設を設置したときは、当該設置した日の前日までとする。 (2) 前号以外のもは、1回の徴収猶予期間は2年を限度とする。ただし、農地転用等により、徴収猶予の対象農地又は山林地として認められなくなったときは、その日の前日までとする。 (市街化調整区域) 汚水を排除する施設を設置した日の前日までとする。	
202	市税減免者		当該減免の期間	
203	市が無償で公共又は公用地に使用している土地（児童遊園等）		市長が認定する期間	
204	係争地の場合		受益者の決定（判定）の日までの期間	
205	その他徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。		その都度市長が決定する。	
206	災害により家屋の被害を受けたとき。（火災については焼失割合、震災又は風水害については破壊割合）	100%	5年以内	り災証明書を添付すること。
207		50%以上	3年以内	
208		30%以上	1年以内	
209	受益者又は受益者と生計を共にする親族が、病気、事故等の負傷により長期療養を必要とするとき。	3年以上	2年以内	医師の証明を添付すること。
210		1年以上	1年以内	

(2枚目)

(表)

(提出用)

整理番号 _____

下水道事業受益者負担金徴収猶予・再猶予申請書

年 月 日

武蔵村山市長 殿

〒

住所 _____

申請者 氏名 _____

電話 _____

下水道事業受益者負担金の徴収猶予・再猶予を受けたいので、武蔵村山市下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第12条第1項の規定により申請します。

土地の所在地番	地目	地積 (㎡)		負担金総額(円) A	既負担金 納入額 (円) B	徴収猶予対象 負担金額 (円) A - B	事由 コード	期 間		
								年	月	日から 日まで
武蔵村山市								年	月	日から 日まで
								年	月	日から 日まで
								年	月	日から 日まで

注 今まで徴収猶予を受けていた農地又は山林地を宅地等に変更する場合又は売買、相続等により受益者に異動がある場合は、この申請とは別にその旨を武蔵村山市都市整備部道路下水道課へ届け出てください。

(日本産業規格A列4番)

(裏)

徴収猶予基準と事由コード

事由コード	徴収猶予の対象	被害等の程度	徴収期間	摘要
201	受益者が所有し、又は地上権等を有する土地のうち、現に耕作の用に供している農地及び現に樹木等の生育に供されている山林地で徴収を猶予することが適当であると認められるとき。		(市街化区域) (1) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条の規定に基づき生産緑地地区として指定を受けているものは、当該指定期間とする。ただし、汚水（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第1号に規定する汚水をいう。以下同じ。）を排除する施設を設置したときは、当該設置した日の前日までとする。 (2) 前号以外のもは、1回の徴収猶予期間は2年を限度とする。ただし、農地転用等により、徴収猶予の対象農地又は山林地として認められなくなったときは、その日の前日までとする。 (市街化調整区域) 汚水を排除する施設を設置した日の前日までとする。	
202	市税減免者		当該減免の期間	
203	市が無償で公共又は公用地に使用している土地（児童遊園等）		市長が認定する期間	
204	係争地の場合		受益者の決定（判定）の日までの期間	
205	その他徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。		その都度市長が決定する。	
206	災害により家屋の被害を受けたとき。（火災については焼失割合、震災又は風水害については破壊割合）	100%	5年以内	り災証明書を添付すること。
207		50%以上	3年以内	
208		30%以上	1年以内	
209	受益者又は受益者と生計を共にする親族が、病気、事故等の負傷により長期療養を必要とするとき。	3年以上	2年以内	医師の証明を添付すること。
210		1年以上	1年以内	